（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の合計額						
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）９（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）及び（ロ）を記載すること。

１０　希望する措置等

措置	希望する（④にあっては、設置する）	希望しない（④にあっては、設置しない）
①機構による助成金の交付（法第10条第１号イ関係）		
②機構による助成金の交付（法第10条第１号ロ関係）		
③港湾法の特例		
④導管の設置（道路の占用の特例）		

（注）該当する欄に「○」を記載すること。

（注）措置①を希望する場合にあっては、別表１についても記載すること。

（注）措置②を希望する場合にあっては、別表２についても記載すること。

（注）措置③のうち、法第11条第２項の規定の適用を希望する場合にあっては、以下についても記載すること。

（１）港湾法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表３。

（２）同項第３号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表４。

（３）同条第４項の規定による変更をしようとする場合にあっては、別表５。

（注）措置③を希望する場合にあっては、以下の書類についても提出すること。

（１）法第11条第１項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第３条の４第１項各号に掲げる書類（技術基準対象施設（港湾法第56条の２の２第１項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第３条の４第１項第４号に掲げる書類に限る。）（第２条第２項各号に掲げる書類を除く。）

（２）法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。（３）において同じ。）に掲げる書類

（３）法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの

（注）措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあっては、別表６を記載すること。

（注）高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の特例を希望する場合にあっては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続を行うこと。